

有明海の再生につながる諫早湾干拓潮受堤防排水門の 開門調査の期限内実施を求める決議

有明海の状況をみると、佐賀県のノリ養殖は、10年連続で生産日本一となっているが、西部・南部の漁場では、赤潮の発生による早い時期からのノリの色落ちが起こるとともに、二枚貝については、全体の漁獲量が低迷するなど、漁業者にとって厳しい状況が続いている。

こうした中、福岡高裁控訴審判決の確定により、国は、本年12月20日までに諫早湾干拓潮受堤防排水門を開門する義務を負っていることから、有明海沿岸の漁業関係者や自治体、本県議会は今期のノリ漁期に影響を与えないよう、9月上旬までに排水門の開門を実施するよう再三にわたり国に要望を行ってきたが、残念ながら実現できなかったところである。

しかし当然ながら、国は、本年12月20日までの開門の確実な実現が求められているにもかかわらず、未だに具体的な進展が見られない状況にある。

このような状況から、「よみがえれ！有明」訴訟弁護団では、福岡高裁判決が命じた開門期限までに開門が履行されなければ、政府にとっても厳しい事態となり得る間接強制を申し立てる考えを持っていることを確認している。

よって、国は、国民に対し間接強制による不利益を発生させることがないように、司法の命令を守り、期限内に諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査を実施すること強く要請する。

以上、決議する。

平成25年10月4日

佐賀県議会

